

第 1 情報監視審査会の活動概要等

- 1 報告書の趣旨及び対象期間…………… 2
- 2 審査会の概要…………… 2
- 3 審査会の主な活動経過…………… 5

第1 情報監視審査会の活動概要等

1 報告書の趣旨及び対象期間

衆議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、毎年1回、衆議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（年次報告書）を作成し、会長から議長に提出するとともに、議長は当該報告書を公表するものとされている。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置¹を講じた上で調査を行っており、会議録は非公開であるが（審査会規程第29条、第30条）、従来から報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、できるだけ「公表できることは公表する」との方針で取りまとめを行ってきた。本報告書も、この方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとって分かりやすい形で編集を行った。

本報告書は、令和4年4月1日から令和5年5月31日までを対象期間としている。この期間中に、当審査会は9回開会した。

2 審査会の概要

(1) 構成

会長	小野寺 五 典 君	(自由民主党・無所属の会)
	田 村 憲 久 君	(自由民主党・無所属の会)
	伊 藤 達 也 君	(自由民主党・無所属の会)
	伊 東 良 孝 君	(自由民主党・無所属の会)
	大 西 健 介 君	(立憲民主党・無所属)
	鈴 木 庸 介 君	(立憲民主党・無所属)
	和 田 有一朗 君	(日本維新の会)
	大 口 善 徳 君	(公明党)

(令和5年5月31日現在²)

(2) 任務及び権限

審査会は、①行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について「調査」し、②委員会等からの特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を「審査」するために設置された常設の機関である。

¹ 本報告書「第1-2(3) 保護措置」参照

² 過去の会長及び委員の一覧は、巻末 参考資料X参照。

なお、特定秘密に係る行政運用の常時監視という設置の趣旨に鑑み、審査会は、国会の会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる（審査会規程第9条）。

「調査」及び「審査」に係る審査会の権限のうち、主なものは次のとおり。

ア 特定秘密の提出又は提示要求

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めたときは、その提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、その求めに応じなければならない（国会法第102条の15及び第102条の17）。

イ 勧告

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ（国会法第102条の16第1項）、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる（同条第2項）。同様に、審査の場合も、行政機関の長に対し、委員会等の求め又は要請に応じて特定秘密を含む報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる（同法第102条の17第5項）。

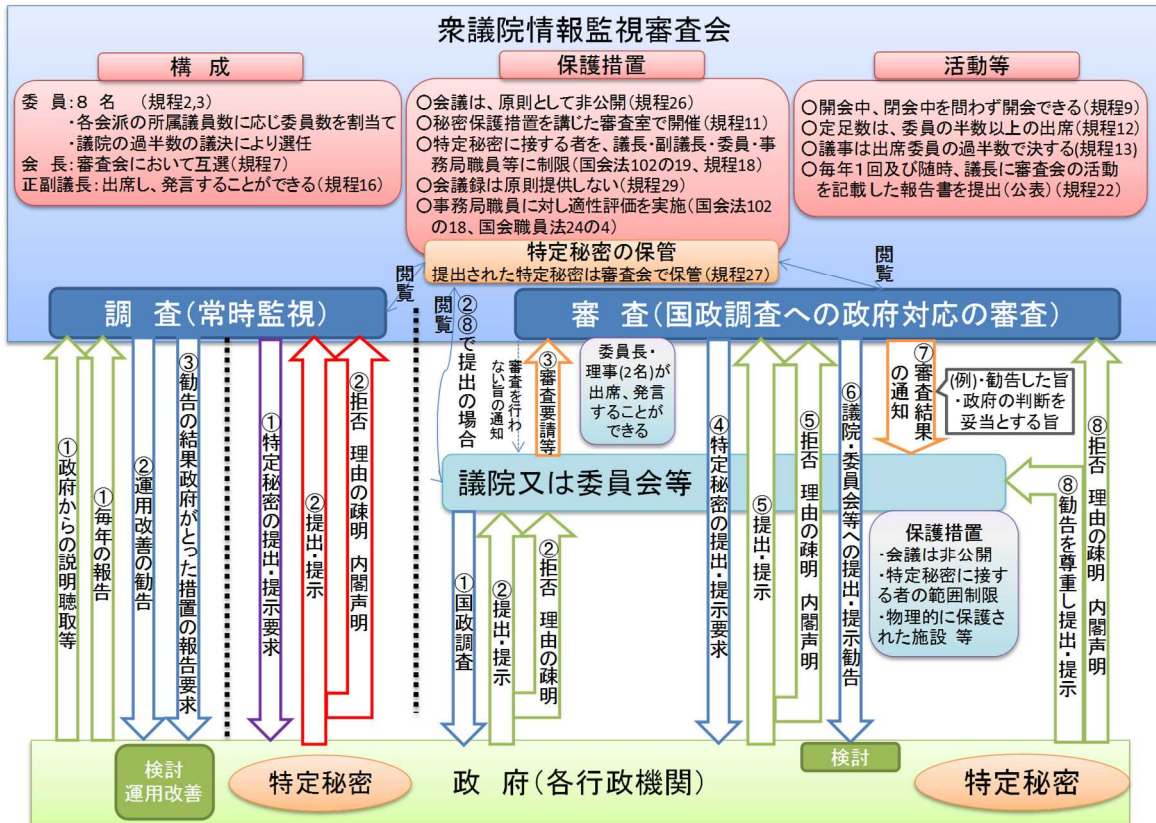
(3) 保護措置

審査会には、特に秘匿を要する情報である特定秘密等の提出・提示を受けるに当たり、その漏えい防止を図るため、様々な保護措置が定められている。国会法及び審査会規程等が規定する保護措置には、次のようなものがある。

なお、政府による特定秘密の適切な提出を図るため、審査会は、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。

<審査会の保護措置>

- ・ 本会議の議決による委員の選任（審査会規程第3条）
- ・ 特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（審査会規程第4条）
- ・ 特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等（審査会規程第31条）
- ・ 保護措置を講じた情報監視審査室での会議開催（審査会規程第11条）
- ・ 会議の原則非公開（審査会規程第26条）
- ・ 会議録の原則不提供（審査会規程第29条）
- ・ 会議録の閲覧制限（審査会規程第30条）
- ・ 特定秘密の保管（審査会規程第27条）
- ・ 特定秘密の閲覧制限（審査会規程第28条）
- ・ 審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5）
- ・ 審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第102条の19、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の4）



3 審査会の主な活動経過

国会 回次	年月日	主な経過
第 二 百 八 回 国 会	令和 4. 5.12	審査会
	6. 7	<p>審査会 令和 3 年年次報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議 長 細田 博之君 副議長 海江田万里君</p> <p>審査会后、会長から令和 3 年年次報告書を議長に提出した。</p> <p>国会法第 102 条の 14 の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)を受領した。</p>
	6. 9	会長は、本会議において、令和 3 年年次報告書についての報告を行った。
	8. 3	第 209 回国会 (臨時会) 召集 (会期 3 日間 8. 5 まで)
第 二 百 十 回 国 会	10. 3	第 210 回国会 (臨時会) 召集 (会期 69 日間 12. 10 まで)
	10.27	<p>審査会 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)について、高市国務大臣から説明を聴取した。 (委員外出席者) 議 長 細田 博之君 副議長 海江田万里君 国務大臣 高市 早苗君</p>
	11.15	<p>審査会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人に質疑を行った。 <p>(委員外出席者) 内閣府副大臣 星野 剛士君 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監</p>

国会 回次	年月日	主な経過
同 閉会 中	令和 5. 1.20	審査会 1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 防衛省 2 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに、協議決定した。
第 二 百 一 十 一 回 国 会	1.23	第 211 回国会（常会）召集
	3. 6	審査会 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 防衛装備庁、内閣官房及び国家安全保障会議
	3.27	審査会 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び防衛省
	4.10	審査会 1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 外務省 2 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件について、政府参考人から報告を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 防衛省 3 委員派遣承認申請に関する件について、協議決定した。 4 特定秘密提示要求に関する件について、協議決定した。
	5.15	審査会 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため、委員派遣を実施した。〔派遣地：内閣衛星情報センター（東京都）〕